

2025 かきざきフォトコンテスト募集要項

1. 募集作品について

令和8年3月31日までに、上越市柿崎区内で撮影されたもの、または、柿崎区内を撮影したものであること。

2. 応募方法

- ①柿崎観光協会のアカウント“kakizakikankou” をフォローする
- ②インスタグラムに #ステキな柿崎、#柿崎、タイトル、撮影場所 をつけて投稿する。
- ③その他のタグ付けについては自由とする。

3. 応募規程

- ① 応募作品の著作権は撮影者に帰属するものとする。
- ② 主催者は、入賞作品を本コンテストの広報活動や、主催者が催す展覧会の他、制作する作品集やパンフレット、及び主催者が運営するウェブサイト等に利用する権利を有するものとする。この場合、入賞者の希望によりアカウント名を表示する。
- ③ 人物作品は対象者の了解を得ること（未成年の場合はその保護者）
- ④ 主催者が以下の内容に該当すると判断した場合は、審査対象外とする。
 - ・第三者の肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するもの。紛争が生じた場合は、応募者の責任と費用負担によって解決していただきます。
 - ・他のコンテスト、印刷物、展覧会等で過去に公表されているもの
 - ・公序良俗に反するもの。立入禁止、撮影禁止場所で撮影したもの
 - ・営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの
 - ・審査会時点において削除されたもの
 - ・インスタグラムの利用規約に反するもの。
 - ・その他運営者が不適切と判断するもの。

4. 応募締切

令和8年3月31日（火）まで

5. 審査結果の発

締切後審査を行い、結果は当該インスタグラムまたは弊社ウェブサイト等で発表します。
（令和8年4月下旬を予定）

6. 表彰 及び 副賞

- ・大賞 1点（賞状及び副賞 金1万円）
- ・優秀賞 2点（賞状及び副賞 金5千円）
- ・入選 10点まで（賞状及び副賞 金2千円）

このほかに特別賞を設けることができる。

7. その他

- ・かきざきフォトコンテストに応募する者は、この募集要項に同意したものとみなします。
- ・入賞作品を第三者が使用したい場合は、事務局までお問い合わせください。

8. 問い合わせ

事務局： 柿崎観光協会

〒949-3216 新潟県上越市柿崎区柿崎 6405（柿崎区総合事務所1階）

☎/FAX 025-536-9042（月～金曜日の午前9時から午後4時まで、祝日を除く）